

一九六〇年六月三日(第十日)

一 開議及散会時刻 (自午前十時五十分~至午後四時一十分)

二 出席議員の次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	村春	八	和花	五	天久
二	岸本	九	米須	六	当山
三	伊佐	一〇	村野	七	本村
四	佐藤	一一	花成	八	稲嶺
五	中山	一二	村屋	九	志原
六	岸里	一三	坂本	一〇	柳原
七	崎岡	一四	山本		

三 欠席議員の次の通りである

四 市町村自治法第六條の規程に別会議事件説明のため出席した者の次の通りである

村長	村春勝	監査課長	当山全吾
助役	岸本真徳	経済	澤崎年一
収入役	村春松	建設	桑江良徳

五 本会議の書記の次の通りである

書記長 松川 正義 書記 熊屋 毅

六 議事日程の次の通りである

日程第一 議案第七号 一九六〇年度首野村木山平算について

日程第二 議案第五号 一九六〇年度首野村木山平算特別会計予算について

七. 会議の顛末

議長	出席八名あり。市町村自治法第五〇條の規程に り、議会の成立致し。唯、本日の議事を開致す。
	(午前十時五十分)
	日程第一議案第七号一九六一年度首軒澤村木才出予算に かゝる議題に致す。
	昨日に引続て本案に対し質疑を願ひます (九款目)
一三番 総務課長	九款一項二目職員は臨時のことで、
八番 総務課長	その件例改定は六〇年度に採用はあります。
	五目の臨時備人にかゝる説明を願ひます。
一九番	今度十月に立法院の選挙を控へており。各法作成 への選挙に関する事務があり。七月一日に選出。
総務課長	五九年度は各々片度の場数は四名と、之に平補的負担が あるかどうか。
議長	五九年度の予算不足を感じておられる。訂正にある。
一〇番	十一番議員の出席を報告す。
村長	九款の二目職員手当にかゝる説明を願ひます。
一〇番	二〇の出張徴収手当はあり。徴収の事務はあり。時間外はあり。 超過勤務手当は受けてはいる。
村長	徴収の七〇は、いまだ仕事はあり。かつ、
議長	暫休を致す (午前十一時十分)
	再開致す (午前十一時十五分)
八番	区長の特別職は、條例改定は出され。かつ、之の都合は、
財政課長	本案にかゝる説明はなし。

議長	暫休懇致し了す(千十時三十分)
"	再開致し了す(千十時三十分)
八番	東洋同題の横、くわりの二に、その成り度の上りかどうか。
財政課長	横を上げると云う事は、還元の実を考へられぬが、それにおいては、期 果があると思ふ。
一〇番	役所費、徴税費の中の印刷費の相違にかつては、(印刷)
助役	一般事務費もあるが、帳用紙等があり、事務主任等所費の目 が異なる。
一〇番	五日の報償費のついで、調査費はほとんどない。
助役	五日の所得調査費の手当はない。
議長	一七番議員の出席を報告す。
一五番	徴税にかん、私にその例は、各々内容が異なる、徴税日をきいて やめるが、無籍者の場合が困る。
一六番	五日の調査費は、税所費より、又それ以外の府の 役所費に、課税は、以外の調査費がある。
一七番	中には区長は、内容をいかにどうか。
助役	従来議員の管轄に、お願、いれ、事業調査がある。
一八番	滞り用知所にかん、若押、業例もあるか。(はい、あつた)
"	納税組合の件にかん、議合あるに、委員から話しは、い、所 余の際。
財政課長	話しは、い、徴税の方法にも、色々ある様です、中部では、一番、既 各村が、別に、それが、受、て、は、あり、
一八番	横を上げると、お、は、業所、に、は、あ、り、費目、は、は、り、す、し 組合にかつて、片、後、研究、は、は、り、あり、

八	審	徴税にたいし、内地では色々の方法をやっているが、本村には 中戸のみの徴収があるがどうか。 条例の徴収を一元化して細則を作り、末端にある区長に規定 は付加しない方がいいと思うがどうか。
村	長	税法以外に解例が出来るかどうか問題がある
一五	審	税法の徴収等判例の強制執行をとり成績が上げられる事がある が、昨年の研究は、今年の研究計画、補助金の徴収の調査が あるかどうか。
戦政課長		≡ 昨年の研究、強制執行の判例、その前に解決している
九	審	≡ 項の負担金にたいし、地内団体から予算費等も集めるがどうか。
村	長	審議委員会があるが、中戸合せてやっている
一六	審	中部地区市町村会の中戸合せてやっているが、毎年中部振興会に力 をいれようが、年度の割りがあるが。
村	長	≡ 中戸市町村会への負担金と一請に訂正されている
議	長	暫休致し出す(平成十一年一月)
〃		再開致し出す(平成十一年一月)
〇	審	負担金補助金の確固たる方針がある。昨年のものを消した分の 新しい年度に入ってから内容にたいし 村の補助金の莫々の相違は感じがあるがどうか。
村	長	審議委員会を検討している。内容にかたは付けれ分はいい。 村内の団体にかたは、議会にたいし自分で補助するものは出来 ないのか、説明する資料がなければ出来ないと話した。
〇	審	市町村が負担する場合、議会の議決を得ないで出す がどうか。

議長	暫休總致しす(午後一時三十分)
"	再開致しす(午後一時)
"	午前十時三十分午後一時三十分再開致しす
"	暫休總致しす(午後一時三十分)
副議長	再開致しす(午後二時五十分)
"	議長が早退の故に私が代理議長を兼ねて進行を致しす
"	日程第一議案第五号「昭和二十一年度野澤村上水道事業特別会計予算に關する議案」を致しす
"	本業に對する質疑を答へしす
三番	一畝一頃一日の水使用料が1,300 検用であるが、施設事業者の分も含むか。
田一役	現在が甲止れからすれば、1,300 検用かと思ひます
八番	乙止れ地(300 検)の資料は、又1,300 検は毎年六月からであるが、一期二期の差が、
田一役	村の二期の二期の差が、
	毎年1,300 検とあるのが、9月以降が二期二期工事の分と
	かゝるものがあるが、一請に違ひは行かぬ。
八番	一検当り2,000 円は、最も取つかうか。
田一役	自家用の家で、水道公社の対にある。
八番	現在引続いであるが、合向かかるといふが、又最存料金は、
	見るとは事業上であるが、又平均が下るといふが、
田一役	事業計画から別として、予算面では水の見積がふしと思ひ、最存
	の料金を抑へてゐる。
九番	改訂年数料、どのようか。

助 役	≒水口自家用かかお栓の手数料がある
一七 番	メータ使用料が入るが、どこに計上しているか。
助 役	量水器使用料に入っている
〃 番	昨年度はメータの計上しているが、その執行状況にかんじ、繰越が 0になっているが。
助 役	繰越にかんじ、決算がなされたか、かかおの償目存置にしている。
一八 番	政府補助金の見直しにかんじ、どうか。
助 役	村長からお話を聞いて、61年度にかんじ、2万ドル位
〃 番	削減しているか、そのこと、聞いています。
一八 番	その場合、予算に計上すべきではないか。
助 役	入れていることはある。既償の関係は、補助金がある場合は、その に遇するのことも、予算に入れている。
〃 番	その地区の300栓の引続の月日、改契約月日にかんじ、又、標準の 今後のやり方にかんじ
助 役	種別も未定のものがある、公債の12月1日から12月31日 の間に、その方法にかんじ、公債に所轄を受託して おこなうことになるか、という
〃 番	歳入の10%の料費にかんじ、説明願います。
助 役	≒水口対外的な料費がある
一八 番	一八の広告料にかんじ、説明願います。
助 役	工事入札の広告料がある
一五 番	昨年度の工事費の相当分は、議会の承認を受託する 理由。
助 役	議会の承認を受託する、報告のあり、条例がある。

一五	審	この額は茶例の適用を受けるべからずと思ふ。
明	役	最相の考は議会の承認を受けるべからず。コレ入札の段階に入つた。エツル会社に於ける心。
一六	審	田原の1.4は
明	役	これは那ハて対象以外のバス賃の日当である。
一八	審	会計年度はいつから。従業員給料は全部12ヶ月にわたつたか。又この節の準備料はどうか。
明	役	従業員の給料は幾つまで。七月一日から採用するかどうかは私に 12ヶ月にわたつた。時期、時期は採用したいと思つた。子 庫の件はいつ。大年度にかつた。必要であるか。検討が かゝる心。水道課と加味は行ふかと思つた。 時期的に現在村に持つた。心。それに合ふ場合はある。 八 審 條例中の必要だが、現在に必要か否かと。若し必要なければ、名 目としての建設課の運転手であるか。建設課の予算に組むべきと思 明 役 そうだと思ふ。
一七	審	一年以内の期末手当を支給するかどうか。
明	役	條例にかつた。改定はいつか出るか。これは政府のみに準じて やる。改定條例が出たら。
五	審	九節の資材工事検査手数料はどうか。
明	役	起債があるから。これは資材工事検査が必要であり、ルレコ と業務契約を結ぶ。量水器。かきの検査手数料がある。
二	審	原簿新の建設と。着工の時期は。又償還金がどうか。政府の 補助との関係もあると思ふ。
明	役	政府補助金は着工に入つたか。原簿新の時の時期はいつか。

		敷地の組合の側に計画はしてあります。
一八	番	一日二ハ新 配水池ポンプ管用地 買工料 にかて。必要がどの位だろうか
明	役	第一期工事には必要が。第二期工事にホリマシ。野営等がホリマシ
二	番	第一期配水池ポンプ管用地が必要である。
二	番	工事の請負費は現年度の額だろうか。人天賃の支拂の方法にかては
明	役	村の場合 條例にホリマシ。ホリマシ必要だと思ふか。
議	長	條例にホリマシが 必要であれば そうし可い。
二	番	支拂の場合に 15日以内 支拂はホリマシ。契約書にホリマシある。
議	長	今までの執行額をホリマシ。
"		暫休憩致しマシ(三日五十分)
"		再開致しマシ(四時)
"		昨日迄刻四時ホリマシが 時間と先 着議しマシと思ふか。
"		異議ホリマシマシ。
"		御異議がホリマシが 時間と先 着議しマシマシ致しマシ。
一九	番	水道公社の水を買の場合 ポンプ タンクがホリマシが 必要か。
明	役	ホリマシが。自己水源をホリマシを 高ければホリマシと思ふか。
議	長	水源ホリマシ行ホリマシホリマシ工料ホリマシが ホリマシは 検討工料ホリマシと思ふ
		外に 質疑がホリマシがホリマシが。ホリマシの日程は全部終了致
		しマシ。次の本会議は 文月二七日午後十時に 開会するに 致
		しマシ。尚 本日の委員会 是刻 まで ありマシが 希願しマシ。
		散会(午後四時一十分)